

保 発 0605 第 6 号
令 和 8 年 6 月 5 日

(別記) 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の
一部を改正する省令の施行について

本日、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する
省令（令和8年厚生労働省令第99号）が公布・施行されたところです。

これについて、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しておりますので、貴
職におかれましても適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。



特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の
一部を改正する省令の施行について
別記宛先

地方厚生（支）局長

国民健康保険中央会長

全国国民健康保険組合協会長

健康保険組合連合会長

全国健康保険協会理事長

共済組合連盟会長

日本私立学校振興・共済事業団理事長

地方公務員共済組合協議会長

日本医師会長

日本歯科医師会長

全国労働衛生団体連合会長

全日本病院協会長

日本人間ドック・予防医療学会理事長

予防医学事業中央会理事長

結核予防会理事長

日本病院会長

日本総合健診医学会理事長

日本看護協会会長

日本栄養士会長

日本保健指導協会代表理事

社会保険診療報酬支払基金理事長

保健医療福祉情報システム工業会長

(別添)

保 発 0605 第 5 号
令和 8 年 6 月 5 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の
一部を改正する省令の施行について

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 99 号。以下「改正省令」という。）が本日公布・施行されたところです。

改正省令の主な内容は、下記のとおりですので、管内市町村（特別区を含む。）及び関係団体に周知いただくとともに、制度の実施に遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 20 条において、保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、40 歳以上の加入者に対して特定健康診査を行うものとするが、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき等はこの限りでないとされているところである。

本日公布された健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）により、高確法第 20 条が改正され、加入者が特定健康診査に相当する診査を受けた場合の当該診査の結果の提供は、厚生労働省令で定めるところにより当該結果の記録の写しによるものとするものとされたところである。

本改正省令は、上記の高確法第 20 条の改正を踏まえ、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「基準省令」という。）を改正し、特定健康診査に相当する診査を受けた場合の当該診査の結果の提出方法について規定するものである。

第 2 改正の概要

高確法第 20 条の規定により、特定健康診査に相当する診査を受け、その結

果の記録の写しを提供するに当たっては、加入者等の利便性向上やコスト削減などのため、電子情報での提出を原則とすることとし、電磁的方法により作成された当該結果の記録を記録した光ディスクを提供する方法その他の適切な方法により行うものとする。（基準省令第1条の2関係（新設））

その他、上記改正に伴う所要の改正を行う。（基準省令第10条第1項関係）

第3 運用上の留意事項等について

第2のとおり、電子情報での提出を原則とするものの、書面での提出を妨げるものではない。

保険者における結果の記録の授受及び保管に当たっては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）に基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。

以上

○厚生労働省令第九十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月五日

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第五百十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
2 （略）	（特定健康診査に相当する診査の結果の記録の写しの提供） 第一条の二 法第二十条の規定により特定健康診査に相当する診査を受け、その結果の記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成された当該結果の記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。 （特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存） 第十条 保険者は、法第二十二条及び法第二十五条の規定により、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から五年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、当該記録を保存しなければならない。	2 （略）	（新設） （特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存） 第十条 保険者は、法第二十二条及び法第二十五条の規定により、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から五年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、当該記録を保存しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。